

政策会議 議事概要

- 1 日 時 令和5年8月29日(火) 14時45分 ~ 15時10分
- 2 場 所 幹部会議室
- 3 出席者 市長、大木副市長、青柳副市長、総務局長、総合政策局長、財政局長、総務局次長、総合政策部長、所管局長、所管局次長、所管部長、所管部技監
- 4 議 題 土地区画整理事業未施行地区の見直しについて【方針決定】(都市局)

[決定事項]

- ・長期未施行の土地区画整理事業都市計画区域を廃止する。

都市局長、都市部長 ~資料に沿って説明~

(質問・意見等)

総合政策局長 土地区画整理事業の長期未施行地区を廃止すると、その区域内にある都市計画道路も自動的に廃止になるのか。

都市部長 まず今回、市街地開発事業の都市計画を廃止と説明してきたが、区域としては、一部着手した箇所もあるため、正確には変更という手続きになる。その中で、都市計画道路については、都市施設という別の都市計画の決定をしているため、それらは土地区画整理事業の区域を廃止したとしても残ることになる。

財政局長 今回、この都市計画決定を廃止することで、新たに代替事業となる街路事業などを計画する必要があると思うが、建設局では既に10年15年先の事業計画を考えているはずなので、そこでの調整をしっかりとしながら、進めていただくようお願いしたい。

青柳副市長 今回、実現する可能性の低い都市計画により建築物への制限をし続けてきたことを止めることになるので、ある程度は理解を得ることができると考えているが、都市計画審議会や地元の住民、地権者等への丁寧な説明をしていただきたい。代替措置のスケジュールも、既存事業との調整が必要となるが、スピード感を持って、進めていただきたい。

— 結果 —

資料の通り、方針決定とする。

5 照会先

- ・会議の運営について

総合政策局総合政策部政策企画課

TEL 043-245-5053

- ・議題について

都市局都市部市街地整備課

TEL 043-245-5330